

# みえ医療福祉生協労組ニュース

発行:みえ医療福祉生協労働組合 発行日 2025年12月5日 No. 238

TEL・FAX:059-264-7288 メール: mieiryohukuseiseikyourouso@gmail.com

## 冬季賞与妥結 12日支給(常勤職員・嘱託職員) パート職員は2026年1月5日支給

### 【妥結理由】

前年を上回り、一次回答から賞与予算(引き当て)を上回る回答であること  
国の臨時補助金の全額を賃金改善に充てていること  
一律支給の上積みは現実的には難しいと判断



労組員からの「一律5万円、7万円とすると経験ある世代の月数換算が低くなるので納得いかない」との意見に対しては可能な範囲でヒアリングを行い、フォームでの意見募集も行いました。



「昨年より多く支給されるのだから妥結してよい」「一律支給は若い人の定着対策としてはあったほうがよい」「交渉を続けても上がる見込みがないなら早く支給してほしい」といった意見、嘱託職員からは「正職と同じように働いているのに給料は低い。そのうえ賞与が正職より低いのはおかしいと思うが、今回いつもよりは多く出た。今後は正職と同じにしてほしい」という意見の他、「9月ごろから急に処遇改善費※が減額されている。半額になったことで働いてきた中で一番給料が少なかった。特に通知されることもなく減額されており不信感がある。団体交渉で確認してもらいたい。一律支給はもう少し上げてほしい」という要求もありました。

※医療処遇改善手当のことだと思います。規定は以下になっています。毎月の支給にあたり、わかりやすい説明があるとよいのではないのでしょうか。労使協議会で要望します。

#### (支給額の算出)

第3条 医療処遇改善手当の支給額は、事業所ごとに、月々で算定見込みのベースアップ評価料に対して、対象職員および以下の算出式から按分した算定基礎額にもとづき算出(100円単位に切り上げ)する。

[算出式] 算定基礎額 × (a)資格係数 × (b)就労時間係数

2. 前項の算出式の係数は、以下のとおりとする。

#### (a) 資格係数

看護師1、准看護師・薬剤師・リハビリ職0.99、診療技術職0.98、  
介護福祉士・社会福祉士0.97、その他の診療報酬で対象とされる職員0.95

#### (b) 就労時間係数

週平均所定労働時間 ÷ 40時間

※事業所を兼務する場合、週平均労働時間は対象事業所における従事時間とする。

なお、算定基礎額は、4か月ごとに処遇改善加算の平均収入から見直すこととする。

3. 支給額は、前2項で算出した額から、保険料等の法人負担を差し引いた額とする。